

決 定 書

異議申出人

福智町金田60番地109

渡 邊 文 敏

上記、異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年5月8日付けをもって提起された同年4月30日執行の福智町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、福智町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件選挙における当選人黒土孝司の当選は有効であることを確認する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において、福智町選挙会が決定した、当選人黒土孝司（以下「黒土候補」という。）の当選を無効とし、申出人である渡邊文敏（以下「渡邊候補」という。）を当選人とするものの決定を求めた。

2 本件異議申出の理由

令和5年4月30日執行の福智町長選挙結果は、当選した黒土候補の得票数5,942票に対し、落選した渡邊候補の得票数は5,934票であり、その差は8票差という僅差であり、黒土候補の疑問票が160票であるのに対し、渡邊候補は79票の疑問票のみが算入されたという経緯がある。

すなわち、自書式投票分類機(自動読取機)による得票数は、落選した渡邊候補のほうが多かったのであり、その後、自動読取ができない疑問票について、人による判別が行われた結果、8票差により当落が入れ替わったことになる。

しかしながら、今回の選挙結果が僅差による接戦であったことからすると、疑問票についても、おおよそ半数(1:1)に近い割合で投票が認められる結果が、合理的かつ論理的であり、疑問票についてのみ、その配分が、当選者2:落選者1の割合となるのは、その判断に大きな疑義を抱かざるを得ない。

については、再度の開披審査を行い、少なくとも、自動読み取りによる投票用紙のみならず、疑問票・無効票とされた全ての投票用紙について、検査を行い、再度、有効性の確認を行うべきである。

決 定 の 理 由

当委員会は、令和5年5月8日付けで提出された異議申出書を同日受理し、申出人の主張を厳正かつ慎重に審理した。

この選挙会における投票の効力の決定においては、全ての票において、自動読取分類機により分類され、その後、点検(内容)係、点検(再点検1係)、点検(再点検2係)が目視により1票ずつ内容の点検を行い、渡邊候補及び黒土候補がそれぞれ選定した選挙立会人2名を含む3名の選挙立会人(以下「立会人」という。)の確認と確認済の決定箋への押印後、選挙長(開票管理者兼務)による確認済の決定箋への押印による決定を経ており、更に、計算1係が内容を確認の上決定箋に押印し、計算2係も再度内容を確認の上、決定箋に確認済の押印をしている。

なお、疑問票においては、審査係により、実例・判例などに留意して有効無効を判断するとともに、立会人の可否の判定の押印を経た上で、選挙長が決定の押印をしており、立会人から投票の効力に関して口頭で意見を述べられることはなかった。

また、選挙録にも、立会人が確認の上、署名及び押印し、全票を梱包した箱に封印していることに鑑みると、当選の効力に関してその有効なことを疑わせる事情は存在しないと判断する。

一方、上記の本件異議申出の理由については、具体的な一定の合理性のあるものと認められること、また、渡邊候補と黒土候補の得票差が8票差と僅差であることを踏まえ、開披調査を行うこととした。

開披調査の対象は、申出人が争点としている本件選挙における投票効力決定箋の

投票 239 票、無効投票決定箋の投票 361 票の計 600 票とした。

開披調査の結果は、以下のとおりである。

1. 当委員会は、令和 5 年 5 月 13 日午前 9 時より福智町役場 3 階 301 会議室において、渡邊候補の関係人及び黒土候補の関係人それぞれ 1 名ずつ計 2 名の立会いのもと、投票の梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、開披調査を実施した。

2. 有効投票決定箋の投票用紙の束の数の確認について

有効投票決定箋の投票用紙の束の数の再点検を行ったが、渡邊候補 5,855 票、黒土候補 5,782 票の票束の数を確認し、票束の数に誤りは認められなかった。

3. 投票効力決定箋の投票の確認について

投票効力決定箋の投票について、渡邊候補 79 票、黒土候補 160 票の再点検を行ったが、投票の効力の判定に疑義のある投票は確認できなかった。

なお、再計数については、票数に誤りは認められなかった。

4. 無効投票決定箋の投票の確認について

無効投票決定箋の投票について、361 票の再点検を無効事由の票束ごとに行ったが、公職選挙法第 68 条第 1 項第 8 号に規定する「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」の票束の中に、投票の効力の判定に疑義のある投票が 5 票（別記）存在した。

なお、再計数については、票数に誤りは認められなかった。

5. 別記の投票の効力の判断に当たっては、次の法律の規定及び判決に示された考え方に従った。

(1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 67 条後段の「第 68 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」との規定

(2) 「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致

しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認められるべきである。」との判決（昭和31年2月3日最高裁第二小法廷判決）

6. 前記の考え方に従った当委員会の判定は、次のとおりである。

（1）別表番号1

この投票は、「わたな●」と記載されている。（「●」は不明瞭な記載。）渡邊候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、渡邊候補の氏「わたなべ」を記載しようとして、4文字目の誤記に気付き抹消したのち、「べ」の1字を誤脱したものと判断することができる。よって、渡邊候補の有効票と認める。

（2）別表番号2

この投票は、「れたべ」と記載されている。渡邊候補の氏の4文字のうち2文字と一致し、渡邊候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、渡邊候補の氏「わたなべ」を記載しようとして、1文字目の「れ」は「わ」の誤記によるもの、3文字目の「な」の1字は誤脱したものと判断することができる。よって、渡邊候補の有効票と認める。

（3）別表番号3

この投票は、稚拙な文字であるが、2文字目から3文字目までは「たな」と判読でき、渡邊候補の氏の4文字のうち2文字と一致する。1文字目は不明瞭であり、字数も1字の脱字が認められるものの、渡邊候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、記載全体から判断して、渡邊候補の氏「わたなべ」を記載しようとして、4文字目の「べ」の1字は誤脱したものと認められる。よって、渡邊候補の有効票と認める。

（4）別表番号4

この投票は、「くろつき」と記載されている。黒土候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、黒土候補の氏「くろつち」を記載しようとして、1文字目を書き損じ、書き改めたもので、4文字目の「き」は「ち」の誤記と判断することができる。よって、黒土候補の有効票と認める。

(5) 別表番号5

この投票は、「くろち」と記載されている。黒土候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、黒土候補の氏「くろつち」を記載しようとして、「つ」の一字を誤脱したものと判断することができる。よって、黒土候補の有効票と認める。

7. 結論

この結果、渡邊候補の得票数は、5,937票となり、黒土候補の得票数は、5,944票となる。

以上のことから、当委員会は主文のとおり決定する。


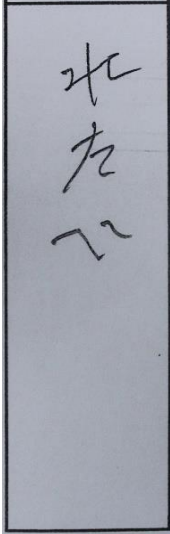
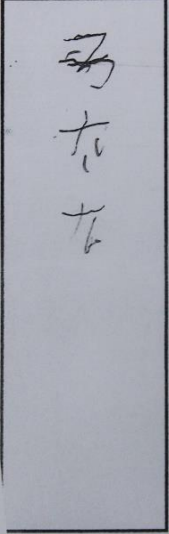
令和5年5月18日

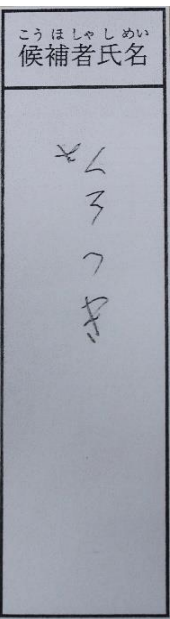
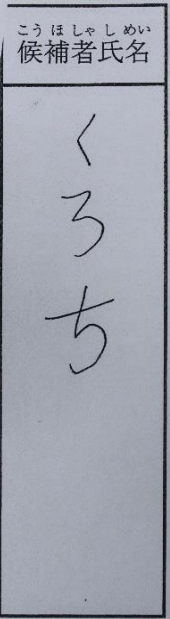
福智町選挙管理委員会
委員長 中村 龍二

教 示

この決定に不服のあるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で福岡県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。(公職選挙法202条第2項)

別表

番号	1	2	3
投票票	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>こうほしゃしめい 候補者氏名</small>  </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>こうほしゃしめい 候補者氏名</small>  </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>こうほしゃしめい 候補者氏名</small>  </div>
抽出番号	MG-5	MG-2	MG-3

番号	4	5
投票票	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>こうほしゃしめい 候補者氏名</small>  </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>こうほしゃしめい 候補者氏名</small>  </div>
抽出番号	MG-1	MG-4